

市第4号議案

横浜市手数料条例等の一部改正

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例

（横浜市手数料条例の一部改正）

第1条 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第125号の2中「同法第20条第2号に定める基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で、同法第20条第2号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次号及び第125号の5において「法第20条第2号の構造適合審査」という。）」を「同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造適合審査」という。）」に改め、「当該工事に係る同法第6条第1項の規定に基づく申請において第134号に規定する構造判定を必要とする工事その他の規則で定める工事を除く。」を削り、同条第125号の3中「法第20条第2号の」を削り、「の床面積」の次に「（当該一の建築物のうち、申請時に同法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）」

を加え、同号ア中「171,400円」を「156,000円」に改め、同号イ中「228,700円」を「209,000円」に改め、同号ウ中「262,200円」を「240,000円」に改め、同号エ中「346,400円」を「318,000円」に改め、同号オ中「636,900円」を「587,000円」に改め、同条第125号の5中「法第20条第2号の」を削り、「床面積」の次に「（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）」を加え、同条第134号中「同法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下「構造判定」という。）を必要としないもの」を「省令主事適合審査（同法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定に基づき構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に定める基準に適合するかどうかを審査することをいう。次号、第139号の2の2及び第139号の3において同じ。）をしない場合」に改め、「による。」を削り、同条第134号の2を次のように改める。

(134) の2 建築基準法第6条第

1項の規定に基づく建築物の

確認申請手数料（省令主事適

合審査をする場合に限る。）

1件につき建築物の床面積

（変更等に係る場合におい

ては、当該変更等をする部

分の床面積の合計に0.5を

乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ前号に規定する額と省令主事適合審査をする一の建築物の床面積に応じ第125号の3アからオまでに掲げる額を合計した額

第2条第139号の2の2中「構造判定を必要としないもの」を「省令主事適合審査をしない場合」に改め、同条第139号の3中「構造判定を必要とするもの」を「省令主事適合審査をする場合」に、「構造判定を必要とする一の」を「省令主事適合審査をする一の」に、「第134号の2ア及びイ」を「第134号の2」に改め、同条第139号の9ア中「建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（建築基準法施行令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で、同法第20条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（以下「構造適合審査」という。）」を「構造適合審査」に改め、同号イ中「一の建築物の床面積」の次に「（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に

係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)」を加え、「(ア)及び(イ)に」を「次に」に改め、同号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア)	床面積の合計が 1,000 平方メートル以下の場合	1棟につき	156,000円
(イ)	同 1,000 平方メートルを超え、2, 000平方メートル以下の 場合	同	209,000円

第2条第139号の9イに次のように加える。

(ウ)	同 2,000 平方メートルを超え、10, 000平方メートル以下の 場合	同	240,000円
(エ)	同 10,000 平方メートルを超え、50, 000平方メートル以下の 場合	同	318,000円
(オ)	同 50,000 平方メートルを超える場 合	同	587,000円

第2条第139号の10イ中「一の建築物の床面積」の次に「(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積

を除いた床面積)」を加え、「前号イ(7)及び(4)」を「前号イ」に改め、同条第139号の12イ中「一の建築物の床面積」の次に「(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)」を加え、「第139号の9イ(7)及び(4)」を「第139号の9イ」に改め、同条第139号の14イ中「一の建築物の床面積」の次に「(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)」を加え、「第139号の9イ(7)及び(4)」を「第139号の9イ」に改め、同条第139号の19イ中「一の建築物の床面積」の次に「(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)」を加え、「第139号の9イ(7)及び(4)」を「第139号の9イ」に改め、同条第139号の22イ中「一の建築物の床面積」の次に「(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)」を加え、「第139号の9イ(7)及び(4)」を「第139号の9イ」に改める。

第7条ただし書を削る。

(横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に

関する条例の一部改正)

第2条 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「又は長屋」を「、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改める。

第5条第1項中「の最も低い位置」を削る。

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第3条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「住宅地下室」を「住宅等の地下室」に改める。

第4条の2第2項中「。次章において同じ」を削り、「その接する部分に主要な出入口」の次に「（建築物の主要な出入口に通じるものをいう。以下この条、第5条第1項、第24条第1項及び第2項、第29条第1項及び第2項、第47条の2第5号（幼稚園、小学校、特別支援学校又は児童福祉施設等（令第115条の3第1号の児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地の主要な出入口に限る。）」、第52条第1項から第3項まで並びに第53条第1項において同じ。）」を加える。

第1章の3の章名中「住宅地下室」を「住宅等の地下室」に改める。

第4条の5第1項中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び用途地域の指定のない区域」に改め、同条第4項第1号中「又は長屋」を「、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改める。

第5条第1項中「学校、」を「学校（幼保連携型認定こども園を除く。第9条において同じ。）、「に改める。

第9条中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第14条ただし書中「令第115条の2の2第1項第1号の規定」を「1時間準耐火基準」に改める。

第16条第1項中「、耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。）で、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。）とした場合
- (2) 法第27条第1項の規定に適合する建築物（主要構造部について、令第110条第1号に掲げる基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）とした場合

第17条第1項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第23条第1項中「耐火建築物」の次に「又は法第27条第1項の

規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）」を加える。

第23条の2ただし書、第23条の3第3号及び第23条の4第1項第1号ただし書中「令第115条の2の2第1項第1号の規定」を「1時間準耐火基準」に改める。

第28条第1項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物」に改める。

第33条第1項中「令第115条の2の2第1項第1号の規定」を「1時間準耐火基準」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、同項の敷地がそれぞれ同項の表に掲げる幅員の道路に1箇所と同表に掲げる長さで接する部分以外の部分について、前項第2号の条件に該当するときは、当該部分についても自動車用の出入口を設けることができる。

第48条第2項第2号中「ターンテーブル」を「装置」に改め、同条第3項中「又は当該装置に収容する自動車を回転させるために設けるターンテーブル」を削る。

第49条第2項第1号中「令第115条の2の2第1項第1号の規定」を「1時間準耐火基準」に改める。

第52条第2項中「道路に」の次に「1箇所で」を加える。

第53条の8の次に次の1条を加える。

（特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例）

第53条の9 第1章から第2章の2までの規定は、法第38条（法第67条の2及び法第67条の4において準用する場合を含む。）

の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物については、市長がその構造方法又は建築材料が第1章から第2章の2までの規定に適合するものと同等以上の効力があると認めて許可した場合においては、適用しない。

第56条第1項中「については」の次に「、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず」を加え、同条第2項及び第3項中「おいては」の次に「、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず」を加え、同条第4項中「場合は」の次に「、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず」を加える。

第56条の5を次のように改める。

第56条の5 削除

第56条の7第1項に次の1号を加える。

(19) 第53条の9の規定に基づく許可

第58条第1項中「設計者（）」の次に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「においては、」を「（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては」に改める。

（横浜市特別工業地区建築条例の一部改正）

第4条 横浜市特別工業地区建築条例（平成10年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の規定は、施行日以後に建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの及びその敷地（施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）第13条第1項の規定による開発事業計画書の提出を行った同条例第2条第2号アの開発行為に係る老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの及びその敷地を除く。）について適用する。
- 4 この条例の施行前にした第3条の規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築基準法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図るとともに、建築物の確認申請手数料等を改定する等のため、横浜市手数料条

例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第125号まで省略）

(125) の2 建築基準法第86条の8

第1項の規定に基づく2以上の
工事の全体計画の認定申請手数料
料（全体計画に係るそれぞれの

工事に 同法第6条の3第1項の
同法第20条第2号に定め
特定構造計算基準又は特定増改
る基準（建築基準法施行令（昭
和25年政令第338号）第81条第
うかの審査（以下「構造適合審
2項に規定する基準に従った構
造計算で、同法第20条第2号イ
に規定する方法によるものによ
って確かめられる安全性を有す
ることに係る部分に限る。）に
適合するかどうかの審査（次号
及び第125号の5において「法
第20条第2号の構造適合審査」
を必要とする工事（
という。）

第134号に規定する構造判定を
 必要とする工事その他の規則で
 定める工事を除く。

次号から第
 125号の5までにおいて「対象
 工事」という。)が含まれない
 ものに限る。)

同

120,000円

(125)の3 建築基準法第86条の8
 第1項の規定に基づく2以上の
 工事の全体計画の認定申請手
 数料(全体計画に係るそれぞれの
 工事に対象工事が含まれるもの
 に限る。)は、1件につき前号
 に規定する額と対象工事ごとに
 当該対象工事に係る
 法第20条第
 2号の構造適合審査を必要とす
 る一の建築物(当該建築物の2
 以上の部分がエキスパンション
 ジョイントその他の相互に応力
 を伝えない構造方法のみで接し
 ているものにあつては、当該構
 造方法のみで接している建築物
 の部分を一の建築物として算定
 する。以下同じ。)の床面積(—
 当該一の建築物のうち、申請時
 に同法第6条の3第7項又は第

市第4号

18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)に~~応じ次に掲げる額を合計した額とする。~~

ア	床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合	1棟につき	$\frac{156,000 \text{ 円}}{171,400 \text{ 円}}$
イ	同 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合	同	$\frac{209,000 \text{ 円}}{228,700 \text{ 円}}$
ウ	同 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合	同	$\frac{240,000 \text{ 円}}{262,200 \text{ 円}}$
エ	同 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下の場合	同	$\frac{318,000 \text{ 円}}{346,400 \text{ 円}}$
オ	同 50,000平方メートルを超える場合	同	$\frac{587,000 \text{ 円}}{636,900 \text{ 円}}$

(第125号の4省略)

(125) の 5 建築基準法第86条の8
第3項の規定に基づく2以上の
工事の全体計画の変更認定申請
手数料(全体計画に係るそれぞ
れの工事に対象工事が含まれる

ものに限る。)

1件につき前号に規定する額と対象工事ごとに当該対象工事に係る法第20条第2号の構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)に応じ第125号の3アからオまでに掲げる額を合計した額

(第125号の6から第133号まで省略)

- (134) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の確認申請手数料(省令主事適合審査(同法第6条の3第1項の第6条の3第1項ただし書又は構造計算適合性判定(以下「構造第18条第4項ただし書の規定に基づき構造計算に関する高度のないもの

専門的知識及び技術を有する者
として国土交通省令で定める要
件を備える者である建築主事が
建築基準法施行令（昭和25年政
令第338号）第9条の3に定め
る基準に適合するかどうかを審
査することをいう。次号、第13
9号の2の2及び第139号の3
において同じ。）をしない場合
に限る。以下この号において同
じ。）は、それぞれ次のとおり
とし、変更等（建築物の計画の
変更、移転、大規模の修繕及び
大規模の模様替をする場合をい
う。以下この号、次号、第139
号の2の2、第139号の3、第
139号の9、第139号の10、第
139号の12、第139号の14、第
139号の19及び第139号の22に
おいて同じ。）及び用途の変更
に係る確認申請手数料（変更等
及び用途の変更をする場合の当
該部分に係る確認申請手数料に
限る。）は、それぞれ当該床面
積の合計に0.5を乗じて得た面

積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積 $\frac{\text{面積}}{\text{面積}}$ ）に該当する額とする。

（アからサまで省略）

(134) の 2 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の確認申請手数料（省令主事適合審査申請手数料（構造判定を必要とする場合に限る。）は、1件につき建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積による。））を合計した面積に応じ前号に規定する額と構造判定を必要とする一の建築物の床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

1件につき建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を

乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ前号に規定する額と省令主事適合審査をする一の建築物の床面積に応じ第125号の3アからオまでに掲げる額を合計した額

ア 建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの

(7) 床面積の合計が1,000平方

メートル以下の場合

1棟につき

110,000円

(イ) 同 1,000平方

メートルを超え、2,000平方

メートル以下の場合

同

137,000円

(ロ) 同 2,000平方

メートルを超え、10,000平

方メートル以下の場合

同

150,000円

(ハ) 同 10,000平

方メートルを超え、50,000

	平方メートル以下の場合	同	190,000 円
(カ)	同	50,000 平方メートルを超える場合	同
			322,000 円
イ	ア以外のもの		
(7)	床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合		同
			159,000 円
(イ)	同	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の場合	同
			212,000 円
(カ)	同	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の場合	同
			243,000 円
(ク)	同	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下の場合	同
			321,000 円
(ケ)	同	50,000平方メートルを超える場合	同
			590,000 円

(第135号から第139号の2まで省略)

(139) の2の2 建築基準法第18条

第2項（同法第87条第1項の規定において準用する場合を含む

。）の規定に基づく建築物の計

画通知手数料（省令主事適合審査をしない場合としなものに限る。）

建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合に

においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第134号に規定する額

(139) の3 建築基準法第18条第2

項の規定に基づく建築物の計画

通知手数料（省令主事適合審査
構造判定を必要とする場合
するものに限る。）

1件につき建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第134号に規定する額と省令主事適合審査をする
と構造判定を必要とする一
の建築物の床面積に応じ
第134号の2
第134号の2ア及びイに掲

げる額を合計した額

(第139号の4から第139号の8まで省略)

(139) の9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請手数料（同条第4項の規定による申出をする場合に限る。）は、1件につき同条第4項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査
建築基準法第20条第2号又
は第3号に定める基準（建築
基準法施行令第81条第2項又
は第3項に規定する基準に従
った構造計算で、同法第20条
第2号イに規定する方法若し
くはプログラムによるもの又
は同条第3号イに規定するプ
ログラムによるものによって
確かめられる安全性を有する
ことに係る部分に限る。）に
適合するかどうかの審査（以

下「構造適合審査」という。
—を必要としない建築物の場合

建築物の床面積（変更等及び用途の変更に係る場合においては、当該変更等及び用途の変更をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第134号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合は、建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第134号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床

面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に依り次に

掲げる額を合計した額の(1)に

(7) 床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合

基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプロ

1棟につき

156,000円

a 床面積の合計が1,000平方メートル以下の場合

1棟につき

118,500円

b 同 1,000平方メートルを超え、2,000

同

147,700円

c 同 2,000平方メートルを超え、10,0

同

161,700円

d 同 10,000平方メートルを超え、50

市第4号

		、000 平方メートル以下の		
		場合	同	204,900 円
	e	同	50,000	
		平方メートルを超える場		
		合	同	347,500 円
(イ)		同	1,000 平方	
		(ア)以外のもの		
		メートルを超え、2,000 平方		
		メートル以下の場合	同	209,000 円
	a	床面積の合計が1,000 平		
		方メートル以下の場合	同	171,400 円
	b	同	1,000 平	
		方メートルを超え、2,000		
		平方メートル以下の場合	同	228,700 円
	c	同	2,000 平	
		方メートルを超え、10,0		
		00 平方メートル以下の場		
		合	同	262,200 円
	d	同	10,000	
		平方メートルを超え、50		
		,000 平方メートル以下の		
		場合	同	346,400 円
	e	同	50,000	
		平方メートルを超える場		
		合	同	636,900 円
(ウ)		同	2,000 平方	

	<u>メートルを超え、10,000 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u>	<u>240,000 円</u>
(エ)	<u>同</u> <u>10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下の場合</u>	<u>同</u>	<u>318,000 円</u>
(オ)	<u>同</u> <u>50,000 平方メートルを超える場合</u>	<u>同</u>	<u>587,000 円</u>

(ウ省略)

(139) の10 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定申請手数料（同条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による申出をする場合に限り。）は、1件につき同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(ア省略)

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該

変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあっては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ $\frac{\text{前号イ}}{\text{前号イ}}$ $\frac{\text{(ア) 及び (イ)}}{\text{(ア) 及び (イ)}}$ に掲げる額を合計した額

（ウ及び第 139 号の 11 省略）

(139) の 12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定

申請手数料（同法第6条第2項の規定による申出をする場合に限る。）は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ前号アからウまでに掲げる額を同時申請住戸数で除して得た額と同法第6条第2項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

（ア省略）

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第134号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基

準法第6条の3第7項又は
第18条第10項の規定による
適合判定通知書又はその写
しの提出があるものにあっ
ては、当該提出に係る一の
建築物の部分の床面積を除
いた床面積)に 応じ 第139
第139
号の9イに 掲げる
号の9イ(ア)及び(イ)
額を合計した額

(ウ及び第139号の13省略)

(139) の14 長期優良住宅の普及の
促進に関する法律第8条第1項
の規定に基づく長期優良住宅建
築等計画の変更認定申請手数料
(同条第2項において準用する
同法第6条第2項の規定による
申出をする場合に限る。)は、
1件につき建築物の住戸の総数
に 応じ前号アからウまでに掲げ
る額を既認定住戸数で除して得
た額と同法第8条第2項におい
て準用する同法第6条第2項の
規定による申出に係る建築物又
は建築設備に 応じ次に掲げる額
を合計した額とする。

(ア省略)

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあつては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ第 134
号に規定する額と構造適合
審査を必要とする一の建築
物の床面積（当該一の建築
物のうち、申請時に建築基
準法第 6 条の 3 第 7 項又は
第 18 条第 10 項の規定による
適合判定通知書又はその写
しの提出があるものにあつ
ては、当該提出に係る一の
建築物の部分の床面積を除
いた床面積）<sup>第 139
第 139</sup>に 応じ 第 139
号の 9 イ <sup>第 139
号の 9 イ(ア) 及び(イ)</sup> に掲げる
額を合計した額

(ウ及び第 139 号の 15 から第 139 号の 18 まで省略)

(139) の19 都市の低炭素化の促進

に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第2項の規定による申出をする場合に限る。

）の認定申請手数料は、1件につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前2号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

（ア省略）

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第134号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築

物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に~~応じ~~第139号の9イ^{第139号の9イ(ア)及び(イ)}に掲げる額を合計した額

（ウ、第139号の20及び第139号の21省略）

(139) の22 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合に限る。）の変更認定申請手数料は、1件につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前2号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

(ア省略)

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあっては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ第 134
号に規定する額と構造適合
審査を必要とする一の建築
物の床面積（当該一の建築
物のうち、申請時に建築基
準法第 6 条の 3 第 7 項又は
第 18 条第 10 項の規定による
適合判定通知書又はその写
しの提出があるものにあっ
ては、当該提出に係る一の
建築物の部分の床面積を除
いた床面積）<sup>第 139
第 139</sup>に
号の 9 イ^{に掲げる}
号の 9 イ(ア)及び(イ)
額を合計した額

(ウ及び第 139 号の 23 から第 163 号まで省略)

(不返還)

第7条 既納の手数料は、返還しない。ただし、第2条第125号の
3、第125号の5、第134号の2、第139号の3、第139号の9
イ、第139号の10イ、第139号の12イ、第139号の14イ、第139
号の19イ及び第139号の22イに定める手数料については、市長は
、規則で定める場合は、規則で定める額を返還することができる
。

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制
限等に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(定義)

第2条 (第1項省略)

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
に定めるところによる。

- (1) 地下室建築物 周囲の地面と接する位置の高低差が3メート
ルを超える共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他
又は長屋
これらに類するものの用途に供する建築物で、当該用途に供す
る部分を地階に有するもの

(第2号省略)

(緑化等の義務)

第5条 斜面地開発行為を行う場合は、地下室建築物の敷地の最も
低い位置で規則で定める部分に当該敷地の境界線から4メートル
以上の幅の空地を設けて、当該空地（通行の必要等のためやむを得
ないと市長が認める部分を除く。）において規則で定めるとこ

項及び第2項、第29条第1項及び第2項、第47条の2第5号（幼稚園、小学校、特別支援学校又は児童福祉施設等（令第115条の3第1号の児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地の主要な出入口に限る。）、第52条第1項から第3項まで並びに第53条第1項において同じ。）を設けたものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合において、第1号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第2号又は第3号にあってはこれらに規定する道路に敷地が接する部分に出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設けたときは、この限りでない。

（第1号から第3号まで及び第3項省略）

第1章の3 住宅等の地下室の容積率不算入制度に係る
住宅地下室
地盤面の指定

第4条の5 法第52条第5項の規定により条例で定める区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域とする及び準住居地域。

（第2項及び第3項省略）

4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 建築物を共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他
又は長屋
これらに類するもの以外の用途に供する場合

（第2号省略）

（敷地と道路との関係）

第5条 学校（幼保連携型認定こども園を除く。第9条において同
学校、

じ。）、— 体育館、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。第7条及び第8条を除き、以下同じ。）、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等（以下この条及び次条第1項において「学校等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この節において同じ。）が100平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、1箇所次掲げる長さで道路（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物の敷地にあつては、法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

（表及び第2項から第5項まで省略）

（火気を使用する場所の内装）

第9条 学校、体育館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、百貨店、マーケット、連続店舗、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、料亭、飲食店、共同住宅、長屋、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く又は準耐火建築物

く。)の炊事場、火たき場その他これらに類するものを階段の直下に設ける場合においては、その室の壁及び天井の室内に面する部分並びにその階段の下面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。

(用途の制限)

第14条 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等（以下この条及び第16条第1項において「病院等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、病院等の用途に供する部分の下階を次のいずれかに掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、病院等の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を1時間準耐火基準 令第115条の2の2第1項第1号の 規定に適合する準耐火構造としたものについては、この限りでない。

(第1号及び第2号省略)

(耐火建築物等)

第16条 病院等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物 又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。 ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。 ただし、下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。）にあっては、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（令第115条

の2の2第1項の規定に適合するものに限る。）とすることができ
きる。

(1) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。）で、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。）とした場合

(2) 法第27条第1項の規定に適合する建築物（主要構造部について、令第110条第1号に掲げる基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）とした場合

（第2項省略）

（外壁等の防火措置）

第17条 診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物又は又は準耐火建築物
法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

（第2項省略）

（簡易宿所のたな状居室）

第23条 簡易宿所の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物
（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）と

しなければならない。

(第1号、第2号及び第2項省略)

(用途の制限)

第23条の2 長屋(下階との兼用長屋を除く。以下この条において同じ。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、その用途に供する部分の下階を第14条各号に掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、長屋の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を~~1時間準耐火基準~~令第115条の2の2第1項第1号の規定に適合する準耐火構造としたものについては、この限りでない。

(形態等)

第23条の3 長屋の各住戸の主要な出入口は、道路(その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものにあつては、法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この条において同じ。)に面しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 面しない住戸の数が10以下であり、かつ、当該住戸の床面積の合計が1,000平方メートル以下である耐火建築物又は法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(~~1時間準耐火基準~~令第115条の2の2第1項第1号の規定に適合するものに限る。)の長屋で、その敷

市第4号

地内に当該住戸の主要な出入口から道路に通ずる幅員4.5メートル以上の通路及び当該通路と重複しない各住戸の避難上有効な開口部から道路等に通ずる幅員1.5メートル以上の通路が設けられているもの

(構造等)

第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、地階を除く階数が3以下のものにあつては、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準
令第115条の2の2第1項第1号の規定に適合するものに限る。）とすることができる。

(第2号から第4号まで及び第2項から第4項まで省略)

(屋外への出口等)

第28条 マーケット又は連続店舗の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物又は準耐火建築物を除く。）に住宅（下階との兼用住宅を除く。）の用途に供する部分がある場合においては、その住宅の用途に供する部分に屋外への出口（屋外階段を含む。次項において同じ。）を設けなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

(客席等を避難階以外の階に設けるときの構造)

第33条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるものは、主要構造部を1時間準耐火
令第115条の

基準
2の2第1項第1号の規定に適合する準耐火構造としなければならない。

(第2項省略)

(敷地と道路との関係)

第47条 (第1項及び第2項省略)

3 第1項の場合において、同項の敷地がそれぞれ同項の表に掲げる幅員の道路に1箇所で同表に掲げる長さで接する部分以外の部分について、前項第2号の条件に該当するときは、当該部分についても自動車用の出入口を設けることができる。

(敷地の自動車用の出口等)

第48条 (第1項省略)

2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の15台以上の自動車の駐車のために供する部分に特殊な装置を設ける場合にあっては、当該装置の出入口は、次のいずれかに掲げる空地又は車路(以下この項において「空地等」という。)に面して設けなければならない。

(第1号省略)

(2) 直径6メートル以上(長さが5メートル以下の自動車のための特殊な装置を設ける場合は、5.5メートル以上)の円が内接することができる空地等で、当該空地等内に当該装置に収容する自動車を安全に回転させることができる装置
ターンテーブルを設けたもの

3 前項に規定する建築物の15台以上の自動車の駐車のために供する部分に設ける特殊な装置又は当該装置に収容する自動車を回転させるために設けるターンテーブルは、駐車場法施行令(昭和32年

市第4号

政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認定したものによらなければならない。

(耐火構造)

第49条 (第1項省略)

2 前項の規定は、次のいずれかに掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 下宿、共同住宅、寄宿舍又は長屋の用途に供する建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の主要構造部及び直上階の床を $\frac{1 \text{ 時間 準耐火基準}}{\text{令第115条の2の2第1項}}$ 第1号の規定に適合する準耐火構造としたもの
(第2号省略)

(敷地と道路との関係)

第52条 (第1項省略)

2 スポーツの練習場の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に1箇所で敷地の外周の長さの10分の1以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

(表、第3項及び第4項省略)

(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例)

第53条の9 第1章から第2章の2までの規定は、法第38条(法第67条の2及び法第67条の4において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物については、市長がその構造方法又は建築材料が第1章から第2章の2までの規定に適合するものと同等以上の効力があると認めて許

可した場合においては、適用しない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第56条 法第3条第2項の規定により、第14条、第16条、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が50平方メートル以内の増築等については、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条第1項若しくは第2項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条又は第43条の2から第43条の4までの規定の適用を受けない建築物であって、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第6条の2から第8条まで、第20条の2、第21条、第23条の4第3項、第37条、第38条又は第53条の2から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物に係る増築等については、増築等が基準時(同項の規定に

市第4号

より、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きこの条例の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築等の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合する場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(新たに築造される道路の区域内等に存する道路の変更又は廃止)

第56条の5 削除
次に掲げる道路(法第43条第1項各号に掲げる道路を除く。)を新たに築造しようとする場合において、当該道路内に前条の手続により変更又は廃止をすることとなる既存の道路が含まれているときは、当該既存の道路については、同条の規定にかかわらず、同条の手続をすることを要しない。

(1) 法第42条第1項第1号又は第5号の規定に該当する道路

(2) 都市計画法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路
(手数料)

第56条の7 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物につき、第3号、第7号、第9号、第13号、第16号(第47条第1項の規定に基づく制限の緩和に関する許可に係る部分に限る。)、第17号又は第18号の許可のいずれか2以上の許可を同時に申請する場合においては、これらの申請を1件の申請とみなす。

(第1号から第18号まで省略)

(19) 第53条の9の規定に基づく許可

(第2項及び第3項省略)

第58条 第3条、第3条の2第2項若しくは第4項、第4条第1項、第4条の2第1項若しくは第2項、第4条の3第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第7条、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第16条第1項若しくは第2項(第23条の4第2項及び第51条第1号において準用する場合を含む。)、第17条第1項若しくは第2項(第23条の4第2項及び第51条第1号において準用する場合を含む。)、第18条から第20条まで、第20条の2第1項、第21条から第23条の3まで、第23条の4第1項、第3項若しくは第4項、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第1項、第2項若しくは第4項、第28条第1項から第3項まで、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条から第34条の2まで、第35条第1項若しくは第3項から第6項まで、第36条第1項から第4項まで、第37条から第41条まで、第43条の2から第46条まで、第47条第1項、第47条の2、第48条、第49条第1項、第50条、第51条第2号若しくは第3号、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項又は第53条の2から第53条の5までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施

市第4号

工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合 （設計図書
においては
に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分
、
を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分
を使用して工事を施工した場合を除く。） においては当該建築物、
工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処
する。

（第2項及び第3項省略）

横浜市特別工業地区建築条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表（第3条第1項）

(省 略)	
4	老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> 身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの